

国営造成土地改良施設整備事業 祥栄地区

事業の概要

本地区の排水施設は、直轄明渠排水事業「祥栄地区」(昭和45年度～昭和57年度)により整備されたが、整備後30年余りが経過し、老朽化等による通水断面の縮小等により、農地への湛水被害が頻繁に発生している。

本事業では、排水機能の安定確保のため、美蔓第1幹線排水路及び美蔓第2幹線排水路の改修を行うものである。

目的・必要性

本地区は、北海道十勝支庁管内の中央部の河西郡芽室町に広がる畑作を中心とした農業地帯に位置している。

本地区の排水施設である美蔓第1幹線排水路及び美蔓第2幹線排水路は、整備後30年余りが経過し、老朽化等による通水断面の縮小等によって流下能力に不足を来たしており、農地への湛水被害が発生している。

また、排水路の経常的な維持管理の他に、大雨時には湛水被害防止対策としての土盛りやポンプによる排水を行っており、排水路の維持管理に多大な費用と労力を費やしている。

このため、本事業により、美蔓第1幹線排水路及び美蔓第2幹線排水路を改修し施設機能を回復させ、排水機能の安定確保及び維持管理費の軽減を図り、農業経営の安定に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・施設の維持管理費の増減	7百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	61百万円
計	68百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算定式	数 値	備 考
総事業費		1,200百万円	
効用		68百万円	
廃用損失額		52百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		40年	当該事業の耐用年数
還元率×（1 + 建設利息率）		0.0515	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	1,270百万円	
費用便益比	= /	1.05	

注1）百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2）数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

老朽化が進んでいる排水路の改修により排水機能が安定的に確保される。

このことにより年間約68百万円相当の維持管理に係る経費の節減等が図られる。

日程・手続

平成18年度中に、土地改良法に基づく土地改良事業計画の概要の公告等の手続が開始される予定。

事業に対する決議

平成18年7月に国及び支庁並びに関係する町、JAで構成された「国営造成土地改良施設整備事業祥栄地区推進検討委員会」で、事業の推進について了解を得た。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	1,031ha		
2. 受益者数	65人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	排水路（改修）	2.9km	1,200百万円
4. 国営総事業費	1,200百万円		



平成１９年度新規地区採択チェックリスト（国営造成土地改良施設整備事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：祥栄^{しょうえい}）

１．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
１．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
２．技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
３．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
４．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
５．環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
６．事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☐ ○ ☐ ☐ ☐ ○
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 一般被害等の軽減にも寄与するものである。 地元の事業推進体制が整備されている。 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 関連する他事業との調整が図られている。 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐ ○ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ☐ ○

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

3．特定監視項目（国営かんがい排水事業）

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	☐
2．受益面積	・最近年の面積を把握している。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。